

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
平田村	北屋敷(北屋敷集落)	令和3年3月11日	-

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	62.44ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	53.6ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	6.5ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	2.2ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	1.7ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	0.8ha
(備考)	

2 対象地区の課題

北屋敷地区の現状は、農業従事者の高齢化が進み後継者不足に加え、営農に必要な労働力も減少傾向にある。地区内の農地の状況については70歳以上で後継者未定及び不明の耕作面積が2.2haとなっている。北屋敷地区の農業を守り継続していくために、後継者の確保・定着化を喫緊の課題として取り組む必要がある。そのためには、中心経営体への農地の集積集約化、農業基盤の整備を行い、農業経費の抑制が必要である。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

北屋敷地区の農地利用は、中心経営体である認定農業者等5経営体が担うほか、認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進することにより対応する。

将来的には、北屋敷地区営農改善組合を母体とした集落営農組織を組織し営農全般を行っていく。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
計	5名		8.7 ha		9.5 ha	北屋敷集落

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

農地中間管理機構の活用方針

北屋敷地区を重点実施地区とし、将来の経営農地の集約化を目指し、農地所有者は、出し手・受け手にかかわらず、原則として、農地を機構に貸し付けていく。

中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、機構を通じて中心経営体への貸付けを進めていく。

基盤整備への取組方針

農業の生産効率の向上や農地集積・集約化を図るため、北屋敷地域において、農地の大区画化・汎用化等の基盤整備に取り組む。